

## 定款

### §1 名称、所在地、会計年度

本会の名称は、“むすび”（日本人ボランティアの会）とし、公益法人登記簿に登録するものとする。登記後は“e.V”を付記し、その所在地を フランクフルト アム マイン市に置く。会計年度は暦年とする。

### §2 会の目的

本会の目的は、

1. 市民、職業教育の奨励 (§52(2) Nr.2 AO)
2. 高齢者介助の奨励 (§52(2) Nr.13 AO)
3. 国際的見地に立ち民族間の理解につながるあらゆる分野の文化において寛大な姿勢の奨励 (§52(2) Nr.4 AO)

定款の目的は殊に以下を通じて実現される。

1. ソーシャル分野における高齢者の為のボランティア活動の質と意識の向上を目的とした勉強会  
セミナー ワークショップ 講演会の補助及び開催
2. 情報の収集と配信。広報活動。
3. シニアサポートの為のネットワーク構築
4. ソーシャル分野における高齢者の為のボランティア活動
5. 地域のシニアイベントへの参加。
6. 日本語カフェ(日本人の為のシニアクラブ)：日本人を対象に日本語で会話し、出会いの場とする。日本食を楽しむ場の提供。
7. 訪問ボランティア
8. ことばの面での役所手続き等の補助
9. 定期的なシニア向け日本文化イベントの企画開催

本会は租税規定(第 58 条 – 68 条)“税優遇目的”章の意味するところにより、公益的目的のみを追求するものとする。本会自体の経済的目的を第一に追求してはならず、利他的に活動する。

本会の活動は非営利活動である。

本会の資金は定款に準拠した目的のみに使用されなければならない。会員は本会の資金から贈与金を受けとらないものとする。

会の目的に合わない支出や多大な謝礼により如何なる人も優遇されてはならない。

### **§3 会員資格の取得**

自然人、及び法人は会員になれる。入会申請書は役員宛とし、その入会の諾否は役員会が決定する。会員は定款を遵守し、決議事項を守り、また遂行するものとする。会員資格は他人に譲渡できないものとする。

### **§4 会員資格の終了**

会員資格は以下の理由により終了する。

死亡

自由意思による退会

除名

自由意思による退会は役員会宛に書面により表明する。本会の利益を著しく損なった場合、当該会員は役員会決議により、会を除名されることがある。

### **§5 会費**

各会員より会費を徴収するものとする。会費は年会費である。会費の金額と支払い方法は会員総会により決定される。

### **§6 会の機関**

本会の機関は役員会と会員総会である。

### **§7 役員会**

役員会は、代表、副代表、書記、会計及び3人まで理事の構成される。

本会は、非司法上及び司法上、（民法第26条の定めるところにより）役員会構成員のうち2名の役員によって代表される。複数の役員会役職を一人が兼任することは認められない。

役員は基本的に無報酬である。会員総会は役員会の活動費の一定額を決定することができる。

#### **役員任期**

役員会は会員総会において、2年任期で選出され、次回選挙まで役職に留まる。

役員会に欠員が生じた場合、役員会はその残任期間を補充するため、代理人を選出する。

### **§8 総会**

## 総会の招集

会員総会は必要に応じ、但し少なくとも一年に一回行われる。役員会は議題を記載の上、3週間前までに書面にて招集する。会員は総会の15日前までに議題への提議を提出できる。会員総会においては、会員は各々一票の投票権を有する。

議題は主として以下の事項を含むものとする。

- a) 年次報告
- b) 決算報告
- c) 役員の免責
- d) 新役員と新委員の選出
- e) 年会費の額の決定
- f) 定款の確定及び変更
- g) 会員より提出された定義事項の議決

会員総会は非公開である。総会議長はゲストの参加を許可することが出来る。会員総会は役員会成員2名により執り行われる。選挙時には、投票実施中、及びそれに先立つ討議は選挙管理人または選挙委員会に総会の主導権を委譲することが出来る。

## 総会における議決

会員総会は少なくとも会員の3分の1の出席（委任状による代理人も含む）をもって議決が可能である。総会が不成立の場合は、新たに会員総会が招集されなければならない。この場合、会員総会は会員3分の1の出席が無くとも、決議が可能である。

会員総会は通常、投票された有効票の単純多数決で決議される。棄権は無効票として扱う。

総会は投票された有効票の単純多数決で議決される。そのため棄権票は無効とする。

議事録は書記によって記録される。書記が欠席の場合は議長が総会書記を決める。

定款（定款目的の目的の改正も含む）改定の議決は投票された有効票の4分の3の賛成を必要とする。本会の解散は5分の4の賛成を必要とする。

選挙に於いては以下が適用される。最初の投票で有効票の過半数を獲得した候補者がいない場合、得票数の多い候補者間の決選投票が行われる。投票数が同じ場合は、代表が決定する。

本会の会計は2名の監査人により監査される。監査人は会員総会で、会員の中から2年任期で選出される。監査人は何時でも本会の全資産を調査出来るようであればならない。監査は、少なくとも年に一回（会員総会の前）実施される。監査人は会員総会にてその調査報告を行う。発議により役員会は免責される。

## §9 臨時総会

役員は会にとって重要な議題がある場合、又は会員の十分の一が書面で臨時総会の議題と理由を役

員に示した場合、場合臨時総会を招集できる。

#### **§ 10 守秘義務**

会員は、ボランティア活動の際に、あらゆる状況において明らかになるすべての事柄に対し完全な沈黙を守る義務がある。この守秘義務はボランティア活動終了後も存続する。データ保護法（Bundesdatenschutzgesetz）の規定を顧慮するものである。

#### **§ 11 会の解散**

本会の解散は 8 条に定められた会員総会での過半数の同意をもってのみ決議される。本会が解散した場合、また本会の公益性あるいは税優遇目的を失った時、本会の資産はフランクフルトの高齢者介護施設 Nellinistift に帰属し、直接、公益目的のみに使用される。

#### **§ 12 定款の発効**

本定款は会員総会により合法的に議決され、公益法人登記簿への登録日をもって発効する。  
注（本定款は独文よりの意識であり、法的には登記所に登記された際の独文が有効となる。）